

## 重要

2024年1月1日版  
株式会社 大塚商会

### たよれーる ひかり電話 重要説明事項

この度は、たよれーる ひかり電話の申し込みをご検討頂きまして、誠にありがとうございます。以下の内容を事前にご確認の上、申し込みくださいますようお願いいたします。

#### 1. たよれーる ひかり電話サービスについて

株式会社 大塚商会（以下「当社」とします）が提供する IP 電話サービス「たよれーる ひかり電話」（以下「たよれーる ひかり電話」または「本サービス」とします）は、当社が提供するインターネット接続サービス「たよれーる ひかり」を利用した有料オプションサービスです。

- ・本サービスは、当社が提供する「たよれーる ひかり」のオプションサービスです。
- ・本サービスは、市内電話・市外電話・国際電話・IP 電話サービス（一部プロバイダー提供 IP 電話サービスを除く）携帯電話・PHS への通話が利用できるサービスです。
- ・本サービスに申し込み後は、通話料金とあわせて当社が設定する基本料金を回線ごとに請求します。施設設置負担金ならびに NTT 東日本/NTT 西日本への電話サービスの基本料金の支払いは不要です。
- ・本サービスの提供には住所の確認が必要です。住所確認は訪問にて行う場合があります。移転やサービス提供条件を満たさなくなった場合、当社が住所確認を行うまでの間、サービスは提供されません。

#### 2. お申込みにあたっての注意事項

- (1) 110 番、119 番直通通報装置\*1 が接続されている電話回線は、本サービスにお申し込みいただけません。装置が接続されている回線が不明な場合は、装置設置会社にご確認ください。\*1 非常ボタンなどを押すことにより 110 番、119 番に自動的に電話をかけ、指令台が応答すると、あらかじめ録音されたメッセージ（発信元情報）を送出するもの。
- (2) 本サービスに申し込み後、以下のサービスは利用できなくなります。
  - [1] 100 番（100 番通話）、102 番（臨時受付）、106 番（コレクトコール/コミュニケータ扱い）、108 番（自動コレクトコール）、111 番（回線自動試験）、112 番（共同加入者受付）、114 番（お話し中調べ）、122 番（固定優先解除）、136 番（ナンバー・アナウンス/ナンバーお知らせ 136）、141 番（でんわばん、二重番号サービス）、145 番・146 番（キャッチホン II）、151 番・152 番（メンバーズネット）、159 番（空いたらお知らせ 159）、161 番・162 番（ファクシミリ通信網）、165 番（メール送受信）
  - [2] 分割課金サービス（0570 の一部）、OCN アクセスポイント（0035）、テレゴング、ダイヤル Q2（0990）などの他社サービス。「0570」で始まる番号は、衛星放送（CS 放送、BS 放送の双方向サービスなど）や有料オンラインサービス（通信カラオケサービス、公堂競技の在宅投票システムなど）で利用されている場合があります。
- (3) 高齢者向け緊急通報装置（緊急事態が発生した際に、ボタンを押すだけであらかじめ登録した緊急通報機関に電話回線を通じて知らせるペンダント型などの自動通報装置）を利用の場合、緊急連絡先に接続できない場合があります。
- (4) ピンク電話、共同電話などは申し込みできません。
- (5) 本サービスの新規加入時、国際電話の発着信はいずれも可能な状態（初期設定）となります。
- (6) 他社の定額料金のかかる割引サービスに加入の場合は、お客様自身で各サービス会社への解約連絡を行って下さい。

#### 3. NTT 東日本/NTT 西日本及び他コラボ事業者からの切り替えにあたって

- (1) お客様が本サービスから緊急通報を行った場合における緊急通報機関への住所情報通知を適正に実施することおよび電気番号規則に規定する電気通信番号の指定要件を満たすことを目的に、NTT 東日本/NTT 西日本の提供する「フレッツ 光ネクスト」に関する以下の情報について、本サービスの新規開通時または本サービスを利用する「フレッツ 光ネクスト」の移転時に、NTT 東日本/NTT 西日本により通知を受ける場合があることについて承諾されるものとします。

- [1] 「フレッツ 光ネクスト」お客様の ID
  - [2] 「フレッツ 光ネクスト」の移転情報（移転した事実）
  - [3] 「フレッツ 光ネクスト」の設置場所住所
- (2) 「番号ポータビリティ」により、現在ご利用中の電話番号は引き続き利用できます。また、従来の電話番号を継続せず、本サービスを利用される場合は、利用電話番号が付与されます。
- (3) 本サービスを申し込み、かつ「NTT 加入電話の番号継続利用（番号ポータビリティ）」を申し込みの場合は、NTT 回線からの切り替えに伴い、以下の手続きを当社が代行します。
- [1] NTT 電話加入権がある場合：利用休止手続き
  - [2] NTT 電話加入権がない場合（加入電話・ライトプラン）：解除手続き
- (4) 上記（3）の手続きに関してお客様の承諾を確認できないなど、サービスを開始できない状態が長期間継続する場合は、本サービスの申し込みは解除されることがあります。解除された場合は、NTT 加入電話などへの再加入時に、施設設置負担金などが必要となることがあります。
- (5) 「番号ポータビリティ」は、以下の場合に提供が可能です。
- [1] 番号ポータビリティ提供対象交換機に割り当てられた電話番号であること。
  - [2] NTT 東日本／NTT 西日本が契約者に提供する一般加入電話（電話サービス）および、ISDN（総合デジタル通信サービス）で払い出された電話番号であること。
  - [3] NTT 東日本／NTT 西日本が定める電話種類が公衆電話、臨時電話、支店代行電話以外の電話種類であること。
  - [4] 本サービスへお申し込みのお客様が、現在使用している電話番号であること。
- (6) 本サービスに申し込みをされた NTT 加入電話の回線（電話番号）は、NTT 東日本／NTT 西日本においては利用休止または解除の扱いとなります。これに伴い該当回線（電話番号）にかかる以下の点について留意してください。
- [1] 利用休止の 5 年ごとの更新手続きはお客様ご自身で行ってください。なお、更新手続きを行わなかった場合、さらに 5 年経過後その契約は解除となりますので注意してください。詳しくは更新時に NTT 東日本／NTT 西日本に確認してください。
  - [2] 付加サービスを利用されていた場合、その付加サービスは解約となります。新たに付加サービスを申し込み場合「AP ナビ」・「ナビアクセス」など、一部新たに申し込みできないサービスがあります。

#### 4. 番号ポータビリティなどのお申し込みについて

- (1) 本サービスで継続して利用できる電話番号は、NTT 東日本／NTT 西日本の提供する加入電話の電話番号です。その他のサービスや事業者の提供する電話番号は継続して利用できません。また、設備の対応により、NTT 東日本／NTT 西日本の提供する加入電話の電話番号であっても、一部の電話番号は継続して利用できない場合があります。
- (2) NTT 東日本／NTT 西日本など、各事業者の電話サービスにおいて利用されている付加機能など（その電話サービスに重畳している DSL サービスにかかわる DSL など接続専用サービスを含む）はすべて廃止されます。廃止後、付加機能は利用できなくなりますので、お客様自身で NTT 東日本／NTT 西日本や各サービス提供会社へ連絡のうえ、利用終了の手続きを行ってください。手続きがされない場合、利用の如何に関わらず、引き続きその会社から月額利用料金を請求される場合がありますので注意してください。
- (3) お客様が休止される回線において、以下のサービスを利用されている場合、利用出来なくなります。本サービスの利用開始までに、お客様自ら契約会社に対し当該サービスの継続利用可否の確認と廃止手続きをして下さい。、
  - ①検針（ガス・水道）
  - ②セキュリティーサービス（警備会社）
  - ③オフトーク通信サービス（情報提供会社・地方自治体など）
  - ④重畳型 DSL サービス
  - ⑤信号監視通信サービス（警備会社など）

- ⑥パケット通信
- ⑦「フレッツ・ISDN」
- ⑧「F ネット」など

(4) お客様が利用休止などする NTT 東日本/NTT 西日本の電話サービスなどが、NTT 東日本/NTT 西日本の通信機器端末などのリース料金・割賦代金の課金先電話番号となっている場合、利用休止などの工事日までにお客様自ら NTT ファイナンス株式会社（連絡先：0120-766-701）へ連絡し、支払い方法を変更してください。

(5) お客様が利用休止などする NTT 東日本/NTT 西日本の電話サービスなどにおいて、以下のサービスなどを利用されている場合は、NTT 東日本/NTT 西日本は以下のとおり取り扱います。お客様がその他の取り扱いを希望する場合は、お客様自ら工事日までに NTT 東日本/NTT 西日本の 116 に連絡してください。

[1]NTT 東日本/NTT 西日本のレンタル電話機などを利用している場合：

引き続きレンタル電話機などの利用を希望する場合は、お客様による買い取りとなります。買い取り代金は、NTT 東日本/NTT 西日本から発行する電話料金の請求書で支払いとなります。また、レンタル不要の場合は、NTT 東日本/NTT 西日本にレンタル解除を連絡してください。

[2]NTT 東日本/NTT 西日本の通信機器端末の定額保守料金の課金先電話番号となっている場合：

お客様は定額保守の継続利用となります。定額保守料は NTT 東日本/NTT 西日本から発行する電話料金の請求書とは別の請求書で支払いとなります。

[3]NTT 東日本/NTT 西日本のフレッツサービスなど料金の課金先電話番号となっている場合：

NTT 東日本/NTT 西日本から発行する電話料金の請求書とは別の請求書で支払いとなります。

(6) NTT 東日本/NTT 西日本などの各事業者から当社に対し、各事業者の電話サービスなどに関する契約者情報（以下、当社のサービスの利用者にかかわる本人性確認結果、質権の設定または差し押さえの有無にかかわるものに限る）を提供する場合があります。

(7) NTT 東日本/西日本が提供するフレッツサービス以外の他社インターネット接続サービスについては、本サービスに切り替わった後に解約手続きを行ってください。先に他社インターネットサービスを解約すると、本サービスの利用開始まで、電話が利用できなくなります。

(8) 現在利用中の電話サービスが「IP 電話」の場合、インターネットの契約も継続しておく必要があります。インターネットの契約を解除した場合、番号ポータビリティが完了するまで電話が利用できません。

## 5.付加サービスについて

(1) 着信転送サービスの転送時の通話料金は「発信者－転送元」間では“発信者”に、「転送元－転送先」間では“転送元”である着信転送サービスご契約者に、それぞれ課金されます。

(2) 番号表示サービス（相手先番号表示サービス）はお手持ちの電話機機種によっては利用できません。事前に対応機種であるか確認してください。

(3) 番号通知リクエストサービスの利用には、相手先番号表示サービスへの申し込みが必要です。

## 6.ご利用開始について

(1) 本サービスの利用開始は、たよれーる ひかり電話が開通した日とします。

(2) 本サービスを番号ポータビリティで申し込んだ場合、本サービスが利用できるようになるのは開通工事日の日中となります。お客様が利用休止などされる各事業者の電話サービスの利用休止などの手続き終了から本サービスのご利用開始まで、電話サービスが使えなくなる場合があります。

## 7.その他

(1) 停電中は本サービスを利用できません。

- (2) 当社または協定事業者における設備のメンテナンスなどのため、サービスを一時中断する場合があります。
- (3) お客様の都合により、申し込みされたサービスが提供できない場合があります。
- (4) 本サービスは設備構成の都合上、輻輳時に通話（緊急通報を含む）の音声品質の劣化などが発生する場合があります。
- (5) 電話帳（タウンページ・ハローページ）の掲載、内容変更及び広告掲載のお申し込み等はタウンページセンター（連絡先：0120-506-309）へ申し込みとなります。
- (6) 「たよれーる ひかり」が解約されると、本サービスも解約になります。なお、ひかり電話専用の電話番号を利用のお客様がNTT 東日本／NTT 西日本を含む他社の電話サービスに変更する際、同じ電話番号を継続利用する事は出来ません。
- (7) お客様の利用契約の承諾後であっても、承諾から起算して3ヶ月の間に、何らかの事由によって本サービスの開通、または転用にいたらなかった場合、利用契約を契約者に対する通知により解約することができます。  
該当解約以降にひかり電話サービスの利用を希望する場合は、再度申し込みが必要となります。
- (8) 注文後に発生した追加工事や工事日程の変更等により工事費が変更になった場合、追加注文書が必要になる場合があります。
- (9) 工事費用は、NTT 東日本／NTT 西日本が定めた金額です。当初定めた金額と異なる場合は、NTT 東日本／NTT 西日本が定めた金額をご請求します。工事費に関する詳細については、NTT 東日本／NTT 西日本の音声利用 IP 通信網サービス契約約款をご確認ください。

・東日本電信電話株式会社：<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>

・西日本電信電話株式会社：<http://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/index.html>